

重症心身障害者通所施設（生活介護施設）の整備について

1 事業名

重症心身障害者通所施設整備事業

施設の種類：生活介護施設（障害者総合支援法第5条第7項）

医療的ケアの必要な重症心身障害者対象の通所生活介護施設

利用対象者：重症心身障害者（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある人）

2 施設整備予定地について

所在 草津市新堂町 134-1 他

用途地域 市街化調整区域

面積 約1,860㎡

（湖南広域行政組合の所有地と市有地の一部の等価交換を予定しています。）



* 青枠が施設整備予定地、黄色が市所有地

3 スケジュール（案）について

平成28年度	1月～3月	用地の確定、事業者公募準備
平成29年度	4月～	公募実施
	8月	実施事業者の決定
	9月～	設計、補助金申請の手続き
平成30年度	7月	国県補助金内示
	8月～	建築工事
平成31年度	4月	開所

4 重症心身障害者通所施設の検討経過について

重症心身障害者に特化した生活介護施設は、湖南福祉圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）において施設数が少なく、平成24年度に守山市で定員45人の施設整備がされましたが、平成31年度には利用可能な受入れ数が不足するという調査結果が出ています。

このことから、圏域の4市と県南部健康福祉事務所で新たな施設整備について検討してまいり、利用希望者の居住地の分布等から、草津市の新堂町地先で整備を進めることといたします。

地元町内会や関係機関等と協議調整を行い、平成29年4月に整備運営を行う事業者を公募型プロポーザル方式で募集し、8月には実施事業者を決定し、民設民営で整備を行ない、平成31年度に新施設の開所ができるよう事務を進めてまいります。

5 整備費、運営費について

整備、運営については民間事業者が行うものであるが、医療分野の専門性が高いこと等による本事業への参入事業所が少ないこと等により、過去より重症心身障害者通所施設については圏域4市で土地の提供、整備補助等、積極的に支援してきている経過があることから、次のとおり負担していく予定。

*用地費については草津市で負担

*設計、建築工事等の費用に対して、国県補助金を活用するとともに4市で補助

*運営費については、必要に応じて4市で補助

6 参考（近隣類似施設の例）

【事業の概要】守山市の重症心身障害者通所施設「たいよう」の場合

事業内容	重症心身障害者等の常時介護を要する障害者の昼間における入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動などの生活介護を行う。 利用定員 45人
施設内容	事務室、職員室、活動室5室、静養室、リビング・ダイニング3室、面談室、厨房、多目的室、浴室、脱衣室、多目的トイレ8室、汚物処理室、職員トイレ2室、ランドリー室等
構造・規模	鉄骨造 2階建 建築面積 819.50 m ² 延床面積 1,073.77 m ² 敷地面積 1,922.67 m ²